

教訓資料 我が校

埼玉縣師範學校

我
が
校
教
訓
資
料



序

我が校創立以來四十年、光輝ある歴史は永く、名譽ある記念物は多し、皆探つて以て教育の資に供するに足れり。蓋し、近きに取つて、然して後遠きに及ぼすは物の序なり、遠きに馳せて近きを顧みざるは本末を顛倒するものなり、我が校豈近く親しき此の歴史的好記念物を教育に供せずして可ならんや。乃ち纂輯して一冊子となし、梓に上せて諸生に示す。

要は、これに據りて、益々國家皇室の鴻恩を銘し、我が校の由來を繹ね、先人の徳業を欽し、以て各自修徳の資に供し、以て協同醇風の料ごなさんことを期するにあり。

聊か一言を卷首に序す。

明治四十三年一月

埼玉縣師範學校

912938



増訂に就き

明治四十三年之印刷してより爾來年を経るこ三
年、其の間増加若しくは變改せしものあるを以て再び
之に訂正修補を加ふ

大正二年四月

埼玉縣師範學校

資料

我が校目次

資料	教訓	我	が	校	目	次
真影並に勅語詔書謄本		校		二	二	一
鳳翔閣の幅及額				二	二	
行在所記念之碑の幅				二	二	
土方伯爵の書簡				三	三	
かうやまき				四	四	
森文部省御用掛の演説の額				四	四	
障碍物石材				五	五	
森文部大臣寫真及手簡				六	六	
萬國大博覽會賞狀並に銅牌				七	七	
二十七八年戰役戰利品				八	八	
校旗及校歌				九	九	
三十七八年戰役戰利品及頒布趣意書				一〇	一〇	
大久保知事の書簡				一一	一一	
陸海軍恤兵部獻金の賞				一二	一二	
餓饉救恤賞狀並に木杯				一三	一三	
				一四	一四	
				一五	一五	
				一六	一六	
				一七	一七	
				一八	一八	

一九	罹災者救恤の賞状並に木杯	一七
二〇	汽車内讓席の禮狀	一九
二一	農夫の彫像	一九
二二	森文部大臣の肖像	一九
二三	歴代校長の肖像	一九
二四	十年勤続職員の寫真	一九
二五	卒業生の寫真	二二
二六	選奨卒業生の肖像	二二
二七	農業品展覽會賞狀	二二
二八	農業科生產物賞狀	二二
二九	卒業製作圖畫	二二
三〇	卒業生書畫帖	二四
三一	講話會記錄並に圖畫	二五
三二	我が校の現在	二五

教 資 料 訓 我 や 校 目 次 終

一 我 や 校

我が校の創立は明治六年一月にあり。同七年二月浦和町字岸町に校舎を建つ。同十一年規模を大にして、同町宇伊奈利丸に新築、八月移轉し、同十二年十月十八日開校の式を挙げ、爾來此の日を以て開校記念日として、祝意を表することとす。同三十二年校運更に擴張、同町字鯛ヶ窪に新築し、三十四年四月九日落成移轉式を舉く。大正二年十二月十五日不幸にして火災に罹り本館及講堂を焼亡す。同三年九月再建落成。我が縣が、明治五年八月普通教育制度頒布より幾ならずして敏速に、六年一月教員養成の事を始めしは、當局の規畫宜しきを得たるものにして、本校の名譽といふべし。明治十年新に校舎を築き、造營の功畧々成りしに、會々天皇陛下北陸東海御巡幸の舉あり、八月三十日當浦和町に着御、辱くも本校を以て行在所に充てさせ給ひ、翌三十一日本校並に附屬小學校の授業を天覽あらせられ職員生徒に金若干を下賜し給ふ。天恩洵に優渥、當校並びに我縣の光榮といふべし。

故森子爵夙に學政振興に意あり。先づ大に師範教育を興さんと欲し、明治十八年我が校に就いてまづ其の抱負を試行し、尋いて之を全國に行ひたり。かくて、文部省は我が校を以て模範として之を全國に示し、諸府縣知事書記官學務課長、師範學校長教員倉監、縣會議長議員等陸續來り見て、範を我が校に取り、歸りて之を其の府縣に行ひたり。

明治二十一年九月北白川宮能久親王殿下生徒の兵式體操を台覽あり、同月天皇皇后兩陛下浦和町行幸啓に際し、生徒の兵式體操を天覽あらせ給ふ。二十二年一月及九月北白川宮殿下生徒の兵式體操を御覽あり。又其頃陸軍諸將官來り觀じこと亦屢々なり。二十九年六月皇子殿下大宮町氷川公園に於て生徒の兵式體操を台覽あらせらる。三十九年七月閑院宮載仁親王殿下當校へ台臨、玄關前にかうやまき壹株を御手栽あらせらる。

現今我が校舎は市街喧鬧の地を離れ、四面開豁、校地一萬五千坪、本館、講堂、寄宿舎、附屬小學校等棟々甍を並べ、又別に十數町を離れて浦和町字岸町に第二寄宿舎あり甲種講習科及び豫備科の寄宿に充つ。

明治天皇皇后御眞影は明治二十一年六月二日拜戴したる所にして、常に講堂の奥なる奉安殿に奉安す、勅語謄本は明治二十三年十二月二十八日拜受したる所にして、平素御眞影と共に尙藏し、儀式の節奉讀す。戊申詔書謄本は明治四十二年一月拜受したるものにて、勅語と共に尙藏し、時々奉讀す。

二 御眞影並に勅語詔書謄本

明治十一年八月 天皇陛下當校を以て行在所に充てさせ給ひし後、太政大臣三條實美公特に之を書して本校に賜ひたるものなり。蓋し臨幸に因みて當校に命するにこの美名を以てせられたるなり。一字の大さ各々方二尺五寸、雄勁奔躍筆々生動す。一は之を表襮して幅とし、一は之を板に刻して扁額とする。抑々聖蹟長へに傳はり、而して又この美名と筆蹟との永く光彩を放つあり。誠に化育の業に裨補を與ふもの大ならんばあらず。

三 凤翔閣の幅及額

講堂に掲ぐ。明治十一年 聖上陛下御巡幸、當校を行在所に充てさせ給ひし後、太政大臣三條實美公特に之を書して本校に賜ひたるものなり。蓋し臨幸に因みて當校に命するにこの美名を以てせられたるなり。

一字の大さ各々方二尺五寸、雄勁奔躍筆々生動す。一は之を表襮して幅とし、一は之を板に刻して扁額とする。抑々聖蹟長へに傳はり、而して又この美名と筆蹟との永く光彩を放つあり。誠に化育の業に裨補を與ふもの大ならんばあらず。

四 行在所記念之碑の幅

明治十一年八月 天皇陛下當校を以て行在所に充てさせ給ひしが、後當校が鷦ケ窪の新校舎に移るに及んで、舊校舎は女子師範學校に充てらる。かくて幾多の年所を経て、明治四十二年に至りしに、大久保知事吉田縣會議長女子師範學校長等本校長と廣く有志に謀り、資を醵して、石を舊校門前に樹て、之を刻

行在所記念之碑

今上紹 鴻緒庶績成熙 聖詔特宏 皇謨以興教學之化矣十一年八月三十日 車駕北巡至于我埼玉縣以師範學校供 行在焉是日謳歌相慶 和氣洋洋乎階前宮内鄉德大寺實則等侍爾來三十年於茲 國憲 親裁公議 王師遠耀 聖武 皇運於是致曠古之盛綱誦之功亦以濟厥美焉而 行在之址前後遷其校今爲女子師範學校高等女學校或恐至於無人復識之者此豈 聖世尙教學之旨乎利武以不敏受之於牧民之職義當鞠躬竭力以答 聖恩也頃者同人 謂欲樹石於行在之趾以表之使後之過此趾者瞻仰永知 聖世之所尙於教學也矣因讀德大寺侯爵之題字

大書深刻不目而成利武等南望遙拜 寅闕恭奉 寶祚萬年之誠焉

明治四十年天長節前五日

埼玉縣知事從四位勳三等 大久保利武謹撰

從七位 市川三兼謹書

五 土方伯爵の書簡

前宮内大臣土方久元伯は、明治天皇當校行幸の際供奉の一人なり。明治天皇御一代に亘りて、近く御側に奉仕せられたる人なり。大正元年十月三十日教育勅語發布記念の日を以て、當校は明治天皇聖德講話會を開くに當りて、伯の演を乞ひたるに、伯は快く之を諾せられけれども、當日差支ありて其出席を得ざりしが、特に伯の講演せられたる速記及び筆蹟を贈らる。其文字は左の如し。

業精於勤荒於嬉
之を縦七尺横三尺の幅に仕立て講堂に掲ぐ

六 かうやまき

本校立闢前に植ゑられたる一株のかうやまき亦、これ光榮ある記念物なり。顧みれば、明治三十九年七月本縣赤十字社支部建築新に成り、その總會開催の砌、總裁閑院宮殿下松方同社長以下を隨へて本校に台臨あらせられ、晝餐を召され給ひき。當時記念として御手植を賜ひしもの即ち、此の「かうやまき」なり。

常磐のかげの萬代に校運と共に永く榮ゆるなるべし。

七 森文部省御用掛の演説の額

森文部省御用掛は明治十八年十二月文部大臣に任せらるゝの數日前、學事視察として來縣せられ、特に本縣職員に對し、師範教育の要旨を訓示せらる。縷々數千言皆肯綮に當れり。蓋し森文部大臣が普通教育の刷新を行ひ、特に師範教育を擴張し、生徒訓練の爲に順良、信愛、威重の三氣質を擧示し、兵式体操を採用せられたるは明治教育史上特記すべき點たり。而して本校は全國師範教育改革の端緒として、他に先だちて實施し、其の範を他に移すことゝせらる。

當時森御用掛の演説の要旨は時の校長棉引泰筆記して、長七尺餘幅三尺餘の大額面とし、講堂に掲げたり。今現存するもの即ち是れなり。左に其の全文を錄す。

明治十八年十二月十九日森文部省御用掛の演説の大要
余ハ今茲ニ諸子ニ對シテ儀式立ツタル演説ヲ爲スニ非ズ、唯暫時ノ間、平生思フ所ノ事柄ノ一端ヲ談話セントスルノミ、故ニ敢テ起立セズ平坐ノ儘ニテ之ヲ爲スベシ。扱余ノ今陳ベントスル所ノ事柄ガ、若シ教員諸子ノ耳底ニ留マリテ、幾分ノ利益ヲナスコトアラバ誠ニ幸甚ナリ。

夫レ政府及ビ文部省ニ於キテ、普通教育ヲ重ンゼラル、事ハ諸子ノ既ニ了知セラル、所ナレバ、今殊更

ニ喋々スルヲ要セザルナリ。然ルニ其ノ普通教育ヲジテ益ニ善良ニ赴カシメントスル上ニ於キテ、最注意ヲ要スベキモノハ、府縣立ノ師範學校ト文部省直轄ノ師範學校トナリ、此ノ師範學校ニシテ、其生徒ヲ教養シ、完全ナル結果ヲ得バ、普通教育ノ事業ハ既ニ十分ノ九ヲ了シタリト云フベキナリ。否之ヲ十分成シ得タリト云フモ可ナラン。如何トナレバ、若シ學校ニシテ教員其人ヲ得ガレバ、縱令資金饒ナリト雖モ、器具備ハルト雖モ、普通教育決シテ其功ヲ奏スルヲ得ズ、普通教育其功ヲ奏スルハ教員其人ヲ得ルニ在ルノミ。然ラバ則教員タルモノハ實ニ重大ノ局ニ當レリ。即普通教育ヲ其ノ一身ニ負擔スルモノト云フモ可ナラン。

夫レ斯クノ如ク重大ナル責任ヲ負ヒタル教員ヲ陶冶養成スルハ即師範學校ナリ。故ニ、師範學校ノ教員タルモノハ其ノ責任ヤ更ニ一層ノ重大ヲ加フルナリ。此ノ責任ノ重大ナル事ヲ知リテ、深ク其ノ感念ヲ發シタル教員ノ在職スル所ハ必ズ善良ナル結果アラン。其ノ然ラザルモノハ結果モ亦善良ナラザルハ必然ナリ。斯ル睹易キ道理ハ、是ヲ縷々陳ベザルモ諸子ハ皆既ニ了知セラルナラン。然リト雖モ、余ハ今始メテ此ノ學校ニ臨ミシコトナレバ、教員諸子ガ其ノ責任ノ輕重ヲ感ズルコト果シテ深キカ或ハ淺キカ、其ノ如何ヲ知ルニ由ナシ。故ニ、之ヲ冒頭ニ述べ、若シ夫レ淺キカ、深カラシコトヲ望ミ、若シ夫レ深キカ、愈々深カラシコトヲ希フナリ。

却說、普通教育ヲ負擔スル教員即師範生徒ヲ陶冶養成スルニハ、如何ナル人物ヲ作リ出サントスルカ、必ズ其ノ目的ナカルベカラズ。而シテ其目的ハ諸學校科ヲ教授シテ、其ノ教授ヲ受ケタル學科ヲ以テ直ニ小學校ニ臨ミ、之ヲ兒童ニ傳授スレバ、ソレニテ其職務ヲ盡シタリト思フモノモアルベシ。然リト雖モ、此レノミノ事ニテ豈教員タルモノ責任ヲ盡シタリト云フベケンヤ。宜シク少シク反省スル所アルベシ、如何ニモ學科ノ傳授ハ大切ナリト雖モ、其ノ記誦ヲ能クスレバ教育ノ事了セリトスルカ、從來行ハレタル空誦暗記ノ弊害ノミヲ顧ウテモ寒心ニ堪ヘザルナリ。

何程學科ニ長ジ、又其ノ教授ヲ善クスルモノ、其人トナリ若シ善良ナラズンバ、其ノ學科ノ効能何處ニアル。惡事ヲナスモノ、中ニモ怜惻ナル人アリ、怜惻ナル者必ズシモ皆善良ナリトセズ。併シ別段ニ怜惻ナラズトモ、善良ノ人ニテアレバ、能ク事物ヲ整理スルモノナリ。是ハ別ニ理窟ヲ云フニハアラズ、世ノ中ノ事柄ハ總ベテ斯クノ如クナルヲ云フナリ。世ノ中ノ事柄ハ總ベテ人物ニ依リテ結果ノ如何ヲ現ハスモノナレバ、到底善良ノ人物ニアラズシバ資格ヲ備ヘタル教員ト云フヲ得ズ。然レバ如何ナル趣向ニ人物ヲ養成スレバ果シテ其ノ善良ナルモノヲ得ルカトノ疑問ニ至リテハ、隨分難題ト云ハザルヲ得ズ。斯ノ如クナスベシトカ、彼ノ如クナスベシトカ、僅カニ一二ノ方案ヲ以テ其ノ目的ヲ遂グルコトハ得ザルベシ。百般ノ注意其ノ方向ニ集リ、而シテ始メテ其ノ目的ヲ遂グルヲ得ベシ。茲ニ百般ノ注意ト云フモノニ就キ、更ニ重要ナルモノヲ舉グレバ、三個條アリ。又之ヲ三個ノ順序ト云フモ可ナリ。

第一ハ從順ナル氣質ヲ開發スベキ教育ヲナスコトナリ。唯命是レ、從フト云フ義ニシテ、此ノ從順ノ教育ヲ施シテ之ヲ習慣ドナザルベカラズ。第二ニ相助タルノ情ヲ其ノ心意ニ涵養セザルベカラズ。之ヲ簡單ニ云ヘバ友情即友誼ノ情ヲ養成スルコトナリ。第三ハ威儀ノアル様ニ養成セザルベカラズ。此ノ從順友情威儀ト云フ文字ハ或ハ妥當ナラザルモ、今外ニ良キ文字ヲ考へ出サレバ、暫ク此儘ミシテ置クベシ。唯意義ヲ誤ラズシテ聽取セラルレバ可ナリ。

右ニ述ベタル第一ノ個條、即從順ト云フ文字ハ隨分解シ誤ルコトノアル辭ナリ。文字上ヨリ見ルトキハ、惡事ニアレ、善事ニアレ、其ノ是非利害ヲ撰バズ、之レニ從順セザルベカラズト云フガ如シ。然ルニ、青年子弟ニアリテハ其識見未ダ確定セザルヲ以テ、其事柄ニ對シテ之ガ善惡是非ヲ明ニ辨別スルコト能ハズ、誰レカ能ク之ヲ辨別シテ其方向ヲ指示スルカトナラバ、師範學校ニ就キテ云ヘバ余ハ校長其人ナリト云ハザルヲ得ズ。師範學校生徒ニシテ遵奉スベキハ校長ノ命ナリ。其ノ校長ノ命ヲ誤ラザル様ニ生徒ニ知ラシムルハ校長直ニ自ラ指令スルコトアリ。又教員之ヲ傳フルコトアリ。校長ハ縣令ノ信任

ヲ受ケタル者ニシテ、其ノ誤ナキヲ信ズル以上ハ、此ノ校長ノ發スル所ノ命令ハ實ニ重クシテ、且不可ナル所ナキモノト認メザルベカラズ。而シテ此ノ命令ハ校中皆行ハレザル所ナカラシムベシ。是レ即チ第二ニ演ベタル從順ナリ。此ノ從順ノ習慣ハ十分ニ養成スルコト最肝要ナリトス。

第二ノ個條即友情ト云フコトハ尤肝要ナルモノナリ。世ノ中ハ凡友情ノ深淺ニヨリテ、文明ノ度ヲ表スルモノト云フヲ得ベシ。其友情若淺ケレバ其淺キヲ指シテ之ヲ浮薄ノ風俗ト云ヒ、其友情若シ深ケレバ其深キヲ指シテ篤厚ノ風俗ト云フ。篤厚ノ風俗、即真正ノ文明ヲ表スルモノナリト云フヲ得ベシ。今此學校ニ於テ育成シタル所ノ生徒ニシテ、若其友情ノ培養ニ缺クル所アランカ、其卒業ノ後教員トナリテモ善良ナル事業ヲナスコト能ハザルベシ。此事ハ殊更ニ講釋セザルモ誠ニ判明ナルモノト思フナリ。當校ノ教員諸子ハ如何ナル手段ヲ以テ友情ノ篤厚ヲ培養セントスルカ。平常深ク意ヲ此ニ留メ其方向ニ導カンコトヲ希フナリ。

第三ノ個條威儀ト云フコトハ亦是肝要ノコトナリト知ルベシ。若シ夫此威儀ナケレバ、善ク人ノ命令ヲ奉ズルコト能ハス。况人ヲ命令スルヲヤ。人ノ命令ニ從フニモ亦人ヲ命令スルニモ、共ニ缺クベカラズルモノハ威儀ナリ。威儀アル人ハ命令ヲ奉ズルコト確ニシテ。又人ヲ命令スルモ確ナリ。サレバ教育ノ事業ニ於テ其大目的トスルモノハ威儀ト云フ上ニ歸スベキカ。而シテ其此ヲ施スヤ又友情ヲ養成スルト同ジク、教員諸子ノ深ク注意シテ之ヲ培養セラル、ニ非ザレバ、徒ニ傍人カ如何ナル方法ヲ論ズルモ到底無益ナルベシ。故ニ、教員諸子ハ各自奮發シテ日常言語動作ノ實跡上ニツキテ之ヲ教誘スルヲ務メバ、始メテ其好果ヲ收ムベシ。教員諸子其レコレヲ勉メヨ。

以上演ブル所ノ三個條ノ目的ヲ達セントスルニ就キテ。其幫助トナルモノ多々ナルベシト雖、茲ニ其一ヲ擧ゲンニ、道具責メノ方法アリ。道具責メノ一法固ヨリ之ヲ盡セリト云フニハアラザレドモ、先ツ其事ノ大畧ヲ云ハシ。近時東京師範學校ニテハ兵式体操トイフモノヲ施行セリ。其兵式体操ハ全ク前條三

個々目的ヲ達セントスルニ利用スベキ一法即道具責メノ方法ナリ。故ニ此兵式体操ハ、決シテ軍人ヲ養成シテ、萬一國家事アルノ日ニ當リ武官トナシ兵隊トナシテ國ヲ護ラシメントスルガ如キ目的ヲ以テ之ヲ學科ノ中ニ加ヘタルモノニアラズ。兵式体操ヲ以テ養成セストスルモノハ、第一ニ軍人ノ至要トシテ講ズル所ノ從順ノ習慣ヲ養ヒ、第二ニ軍人ノ各々伍ヲ組ミ其一伍ニハ伍長ヲ置キ伍長ハ一伍ノ爲ヲ思ヒテ心ヲ勞シ、情ヲ厚クシ、第三ニ隊ヲ結ビテハ、其一隊ノ中ニ司令官アリテ之ヲ統督シ、其威儀ヲ保ツガ如ク、生徒ニモ交互兵卒トナリ、伍長トナリ、或ハ司令官トナリテ、各此三氣質ヲ具備セシムルノ地ヲ做サシメントスルモノニテ、斯クスレハ必ス利益アルベシト信ジ、之ヲ施行スルコトヲ始メタルナリ。然リト雖、今日未右兵式体操法ヲ一般ニ施行セシメザル所以ノモノハ其新設ノ事業ナルガ故ニ、十分ニ試験ヲ遂ゲタル上ニアラザレバ、其結果ノ如何ヲ確定シ能ハザレバナリ。今先づ東京師範學校ニテ、三四箇月モ實行セバ其方法順序等モ自ラ完備シ、愈々之レヲ行フモ可ナリト認定セラル、ニ至ルベシ。其ノ上ニテ廣々施行セシメント期スルナリ。併シ右試験トイフモ小節目ノ改正ヲ要スルマデニテ其大體ノ目的ハ復動クコトナシ。今兵式体操ヲ以テ一ノ道具トシ、前ニ陳ベタル三ノ氣質ヲ養成セバ是レ併シ又談緒ヲ轉ジテ戰爭ノ義ヲ熟思スルトキハ、是強人ヲ殺ストカ殺ガヌトカニ限ル辭ニアラズ。顧フ二人間日々ノ事柄ハ皆戰爭ナラザルハナシ。即外國ニ關シタル工商業上ノ戰爭、又ハ智識上ノ戰爭、又實ニ便法ナラン。然リト雖、唯此レノミニ依頼シテ足レリトイフニアラズ、尙百般ノ事皆其方針ニ向ヒテ進メシヨトヲ要ス。

又序ニ一言スベシ、夫兵式体操ハ兵卒ヲ養成シ、萬一國家事アル時ニ備フルガ爲ニ設ケタルニアラズト云ヒシ所以ハ、元來戰爭ノ事ハ尙途必ズシモ之アリト期スベキニハアラズ、又國家ノ之ニ備フルニハ、別ニ其專管ノ職務ヲ設ケアレバ、此等ノ事ハ師範學校ニ於テ爲スベキ事業ニアラザルナリ。

併シ又談緒ヲ轉ジテ戰爭ノ義ヲ熟思スルトキハ、是強人ヲ殺ストカ殺ガヌトカニ限ル辭ニアラズ。顧フ二人間日々ノ事柄ハ皆戰爭ナラザルハナシ。即外國ニ關シタル工商業上ノ戰爭、又ハ智識上ノ戰爭、又今日吾々ガ身ヲ立テ志ヲ定メ、我ガ日本國ヲシテ善良ノ國タラシメントスル如キ、是皆戰爭ニアラザルテ進メシヨトヲ要ス。尙此外ニモ國運ヲ進ムルノ方法許多アルニ依ラズセラレントコトヲ。苟モ其目的ヲ遂ゲントナラバ間斷ナク改良ヲ加フルニアラズバ得ベカラズ。若シ一事業ヲ遂ゲレバ忽チ安堵シ、一ノ改革ヲ行ヘバ直ニ満足シ、或ハーノ挫折ニヨリ長ク沮喪スル等ノ事アランニハ、何レノ時ニカ希圖ノ成就ヲ見ルコトヲ得ン。歩々進ミ著々行キ、其方向ヲ誤ラズシテ始メルコト能ハザルノ師範學校アリ、抑此ノ培玉師範學校ハ前途ニ於テ何程ノ事業ヲ如何ナル手段ニヨリテ成シ得ルカ。余ハ此校ニ再來スル日ニ於テ之ヲ徵セン。校長及ヒ教員諸子ニ於テ縣令ノ深ク心ヲ教育ニリトス。余カ平生見ル所ヲ以テスルニ頗ル望ラ他日ニ屬スベキノ師範學校アリ。又變轉常ナク望ヲ屬ス用ワルノ意ヲ體シ、飽マテ其意ヲ堅固ニセラレザルベカラズ。否必堅固ニシ居ラル、ト信ズルナリ。

右係干客歲十二月十九日正四位森有禮公以文部御用掛來視本校時所不諭也辭理詳明著々推教育之至要用ノ歸所謂原始報本之大義亡何公陞文部大臣勅令一出學制亦豹變若與此言相終始者然頃公刷字一本辱見贈示乃錄之掲校壁庶幾使出入斯校者日三復以不背盛意焉耳

明治十九年四月

埼玉縣師範學校長 棉引泰謹識

八 障碍物石材

當年本校が他の模範とせらるゝや、文部省は本校体操場に障碍物數種を作りて之を與ふ。爾來年を経て、本校が現在の地に移轉するや、障碍物は日本体育會埼玉支部に貸附したりしが、爾來年を經草薈に委ねて之を用ぶるものも無かりしを、當校長は此名譽の記念物を徒に埋没に歸せしめんを憂ひて明治四十一年一月遂に其石材を本校地に運搬し、射梁及び階段を作りて以て當初の目的にかなひ、又記念物を永遠に保存することゝはなしぬ。

森文部大臣が特に本校に意を寄せられたるの深きは前章記載の如くにて、是れ本校の歴史上特記すべき件なり。本校は同大臣の恩顧を記念せんが爲め寫眞一葉を請ひ得て彼の演説要旨と共に之を講堂に掲ぐ。明治二十一年三月浦和町大火に際し、本校生徒の機敏なる動作を以て、消防に盡力せる段感稱の越吉田本縣知事に宛て書簡を贈られたり。該書簡も亦本校の光榮として珍藏する所なり。左に其寫を錄す。

森文部大臣書簡寫

過日浦和町大火ノ節師範學校生徒ノ消防親切且活潑大ニ人心ヲ感動セシメタル由其平日養練ノ元氣ヲ見ルニ足リ感稱止マズ一言書シテ以テ情ヲ致ス

三月二十日

吉田埼玉縣知事殿

有禮

九 森文部大臣寫眞及手簡

一〇 萬國大博覽會賞狀並に銅牌

明治二十二年佛國巴里に於て萬國大博覽會の開かるゝや、本校は生徒の圖畫各學級一葉づゝを撰定して之を出品せしに、審査の結果銅牌を授與せられたり。其賞狀並に銅牌は平素之を講堂に掲ぐ。但し銅牌は火災の際之を失ふ。

一一二十七八年戰役戰利品

是れ光輝ある戰勝の記念物なり。抑々二十七八年戰役に、我が軍が振古未曾有の大勝を得、國威を發揚せらる事の偉大なるは今尙ほ國民の耳目に新たなる所なり。而して此役忠勇なる我が將士の奮戰劇闘により歎羨せる戰利品夥からず。即ち是を全國學校に頒布せられ、二十九年三月十九日我が校にも左記百二十點を下附せられたり。本校は教育上貴重の材料とし、特に國民教育上義勇奉公の特性を涵養するに於て、大いに資益する所あらんとす。

二十七八年戰役戰利品目錄

各種銃	二九點
鎗旗竿及三叉	一
六斤山砲霰彈	一
劍	一
太陽障	一
二十一吋米鎧套榴彈	一
八吋米克式榴彈	一
鐵製地雷壺	一
軍衣	九

三十吋白砲	一點
刀劍(各種)	一三
箭	四
鞍	一
彈藥帶	一
軍方角匙	一
喇叭	一
軍衣	六

六斤山砲榴彈	一五點
旗	二
圓匙	一
帶金物	二
鐘	一
各種槍	一
隔線電線	一
門鑑	一
常衣	八

常

荷

一

彈

美

下

無

袖

二

衣

一

二

前

重

二

短

荷

上

無

袖

一

二

右の中、白砲一門は本校玄關前に安置し、他は歴史標本室に陳列せり。但火災の際其の幾分を失ひしは遺憾なり。

一一 棱旗及校歌

棱旗及校歌は明治三十一年十月之を制定し、同三十日恰も教育勅語の記念日をトし、萩原本縣知事以下の臨場を請ひ、是が制定式を舉行せり。抑々棱旗は本校の目標にして、校歌は本校の精神を發露せるものなり。三大祝日を始めとし、儀正なる式典に之を掲げ、之を奏し以て我が校の精神を鼓舞し、同調一齊教育の道に進まんこと、是れ我が校の期する所なり。左に校歌を掲ぐ。

進めく、教の道に、わがこの神聖なる校旗をかゝげて、わがこの校旗は、忠君愛國日本男兒の熱血を、義勇奉公千歳にかへぬ、松の操にそゝぎて染めし勅語にゆかりの色なるぞ。ほまれは高し鳳翔閣。光はかゝやく埼玉縣、かゝげて進め教の道に、かゝげて進め教の道に。

校旗は平素講堂の奥に安置し、儀式の時或は生徒隊を組みて他出する時などに於て之を樹つ。

二二 二十七八年戦役戦利品及頒布趣意書

是れ亦光輝ある戦勝の記念物なり。三十七八年戦役が二十七八年戦役以後、帝國曠古の偉業にして國威を世界に顯揚し國運を振張せしめたるは言を須たず。而して此役大小幾十百戦、獲得せる戦利品また莫大な

り、由りて、之を永く戦捷の記念ならしめ、且忠勇なる將士の勳績を欽仰せしめ、國民忠君の特性と尙武の氣象とを涵養せしめんとの趣旨を以て、陸軍省より兵器及び頒布趣旨書を下附せられ、四十年五月十九日を以て受領せり。

三十七八年 戰役 戰利兵器 目錄

軍刀	一	馬刀	一	單發步兵銃	一	連發步兵銃	一	單發騎兵銃	一	連發步兵銃	一
單發步兵銃	一	馬刀	一	單發騎兵銃	一	連發步兵銃	一	單發步兵銃	一	連發步兵銃	一
三吋速射野砲薬莢	一	馬刀	一	榴彈彈被筒	一	長柄方匙	一	長柄方匙	一	長柄方匙	一
斧	一	馬刀	一	石	一	鐵匙	一	鐵匙	一	鐵匙	一
圓匙	一	馬刀	一	石	一	鐵匙	一	鐵匙	一	鐵匙	一
計	一五點	馬刀	一	石	一	鐵匙	一	鐵匙	一	鐵匙	一

戰利兵器ヲ頒付スルノ趣旨

明治三十七八年戦役ハ帝國曠古ノ偉業ニシテ皇師ノ向フ所陸ニ海ニ連戦連捷シ大ニ國威ヲ世界ニ發揚セリ是レ固ヨリ 天皇陛下御穩威ノ致ス所ト雖モ抑モ又陸海軍將卒ノ忠勇ト舉國泰公ノ至誠トニ由ラズノハアラズ是役兵ヲ用フルコトニ載其間大小數百戦鹵獲スル所ノ兵器極メテ多シ其陸軍ニ於テセルモノヲ算スルニ刀槍九千六百餘本小銃十一萬五千三百餘挺火砲千百餘門アリ是皆我が將卒が勇戦奮闘生死ノ間ニ出入シテ獲得セルモノニシテ零木片鐵ノ微ト雖モ國民ノ常に愛惜珍護スベキ所ノモナリ今之ニ全國ニ萬四千有餘ノ學校ニ頒チ永ケ戰捷ノ記念ト爲サントス蓋シ國家ノ強弱全國民元氣ノ振不振ニ基シキ國民元氣ノ振不振ハ個人精神ノ修養如何ニ本ツキ我陸海軍ノ將卒が明治二十七八年戦役以來毎ニ偉大アル功績ヲ奏シ列國ノ耳目ヲ聳動スルコトヲ得タルハ畢竟國民が忠君ノ特性ト尙武ノ氣象トヲ鍊磨涵養シ有事ノ日ニ際シテ之ヲ發揮セシニ外ナラス顧フニ國運發展ノ前途ハ尙遠遠ナリ此記念物ヲ觀ル者ニシテ先進ノ勳功ヲ欽仰シ大捷ノ由來スル所ヲ稽ヘ各自其志操ヲ砥礪シ義勇公ニ奉ブルコトヲ忘レズバ國民ノ元氣以テ振興スベク強兵ノ基礎實ニ此ニ存ズ是レ此兵器ヲ頒付スル所以ナリ

平素歴史標本室に陳列す。是れ亦其幾分を罹災焼亡す。

陸軍大臣 寺内正毅 花押

明治四十年三月

一三

一四 日本海海戦圖及同頒辭

一四

三十七八年戦役中、我が海軍が陸軍と相須ちて、空前に偉功を奏し、特に日本海の海戦に、露國バルチツク艦隊を殲滅し、世界海戦史上著大なる事蹟を遺したり。由りて、此の戦捷の記念として海軍省より同海戦圖を下附せられたり。其辭左の如し。

日本海海戦圖ヲ頒ツノ辭

全國ノ各學校等ヨリ明治三十七八年ノ記念トシテ戰利品ヲ頒タンコトヲ請ヒ來ルモノ多シ然レトモ戰利品ハ夫々處分ノ規程アリ、且其品種ニモ自ラ限リアリテ、是等ノ要求ニ應ズル事能ハザルヲ奈何セン依テ該戰役中世人ノ最モ深ク注意ヲ拂ヒシ日本海ニ於ケル海戦

圖ヲ「コロダイブ」板ニ付シテ茲ニ之ヲ頒チ一ハ以テ同戰役ヲ記念セシメ一ハ精神教育ニ資スル所アラシメント欲スト云爾

明治四十一年一月

海軍大臣 男爵 齋 藤 實

圖は二面の額として修身教室に掲げしが是亦焼亡せり。

一五 校訓の額

本校は明治四十年七月校訓を制定し、八日之を發表せり。其綱領は左の三條なり。

誠實ヲ體スベシ

剛健ヲ尚ブベシ

和樂ニ止マルベシ

校訓制定の趣旨に就ては、當時小島校長之を述ぶる所あり。今その要を摘載せん。

三者は是れ修徳の綱領にして、かの聖勅に誨へ給へる孝友和信以下總ての徳を我身に修得せんが爲の手段方法として設けたるものなり。三綱領兼該深博、數言の盡すべきにあらずと雖も、其要畧を摘解す

れば左の如し

正直順良、理想を高尚にして向上進歩する、之を「誠實ヲ體ス」と云ふ。勤勉力行、勇敢果斷、難きに忍び久しきに耐へ、節操を固くし廉恥を重んじ、自治自重する、これを「剛健ヲ尚ブ」といふ。心情快活、器度寛厚、分に安んじ命を楽しみ、真善美を好愛する、これを「和樂ニ止マル」といふ。

誠實は心の體なり、行の由つて出づる本源なり。剛健は行の様式なり。和樂は心の安んずる所なり。夫れ行の出づる所之を誠實にし、その爲すに方りてや之を剛健にし、而して之を楽しみ安んずるに至りては、誠に人格の極致に非ずや。孔子も『その爲す所を視、その由る所を觀、その安んずる所を察すれば、人焉ぞ度さんや』とて、爲す所、由る所、安んずる所の三者は人格高下の岐るゝ所なるを示せり。これを秦西の學說に徴すれば、誠實は主として知に關し、剛健は主として意に關し、和樂は主として情に關す。知情意圓滿の發達を遂げたるものは人心の全徳なり。禮記に『知仁勇三つの者は天下の道德なり』であるも彼の森文部大臣が順良、信愛、威重の三徳を擧げられたるも亦畧ば同一の義に外ならざるなり。

夫れ修徳の事、固と工夫なからべからず。かの先哲の事蹟を見るに、座右の銘といひ、壁書といひ、或は學則塾規といふ。凡そ修養の工夫に關して思索慘澹の跡を留めざるなし。吾が校茲に校訓を設くる、亦この意に外ならざるなり。抑々完全なる人格を修め成すは何人も當に勉むべき所。况や學校教育に於てをや、况や師範教育に於てをや。惟ふに、聖勅讞として教育の大方針を示させ給へり、今や孝友和信以下の諸徳を前程の目標とし、校訓三條をその指針として、夙夜服膺し、切磋琢磨の功を積まば、庶幾くは、遂に以てこの目的地に到達することを得ん。校員一同其れ是を勉めよ。(鳳翔第十號所載)

而して、校訓發布の當時、校長自ら「誠實剛健和樂」の六文字を書して縦三尺二寸幅七尺五寸の大額として之を講堂に掲げたり。其の他自習室等各所にも之を掲揚して居常親炙し、職員生徒一致して、この趣旨

を以て徳を修め事に當らんことを期せり。

一六 大久保知事の書簡

明治四十年二月二十八日強風の夜、浦和町の大火に際し、本校生徒が消防に盡力し、其功勞渺からざる廉を以て、大久保縣知事より贈られたる書簡左の如し。

拜啓一昨夜浦和町出火ノ際ハ折節ノ強風ニテ如何ナル大事ニ至ルヤモ難計場合ニ有之候處貴校生徒等能ク應變ノ機宜ヲ得テ多數消防ニ盡力シ尠カラザル功果ヲ奏シ公德ヲ重ンズルノ精神ヲ發揮候段本官ニ於テモ深ク満足致候次第ニ有之候依テ右可然御傳置被下度此段得貴意候敬具

明治四十年三月二日

埼玉縣師範學校長 小島政吉殿

埼玉縣知事 大久保利武

一七 陸海軍恤兵部獻金の賞

明治三十七八年戰役に當り、當校職員は我が陸海軍將士の艱苦渺からざるを察し、報國の微志を以て、陸海軍恤兵部へ獻金したるに、其賞として木杯壹個下賜せられたり。

一八 餓饉救恤賞狀並に木杯

明治三十八年中、東北地方凶作にて、窮民の慘状同情に堪へざるものあり。當校職員生徒は醵金をなし、該地方小學校貧窮兒童救恤の目的を以て寄贈したるに、宮城福島巖手三縣知事より其賞として木杯各壹個下賜せられたり、左の如し。

埼玉縣師範學校職員總代

正七位 小島政吉

一金貳拾貳圓參拾錢餘
明治三十八年縣下凶作ノ際小學校貧窮兒童救恤トシテ頭書之通寄附候段奇特ニ付爲其賞木杯壹個下賜
候事

明治四十一年二月一日

宮城縣知事從四位勳二等 龜井英三郎印

福島縣知事正五位勳四等 平岡定太郎印

巖手縣知事正五位勳四等 笠井信一印

埼玉縣師範學校本科及講習科

一金五拾圓
生徒總代 遠藤半左衛門

明治三十八年縣下凶作ノ際小學校貧窮兒童救恤トシテ頭書之通寄附候段奇特ニ付爲其賞木杯壹個下賜

候事

明治四十一年二月一日

宮城縣知事從四位勳二等 龜井英三郎印

福島縣知事正五位勳四等 平岡定太郎印

巖手縣知事正五位勳四等 笠井信一印

平素第一寄宿舎に掲ぐ

一九 罷災者救恤の賞狀並に木杯

一七

明治四十年八月本縣下水害到る處に起る。學校附近は洪水氾濫して近く稱荷臺の下に至る。本縣並に北足郡は焚出救助を爲すに、時恰も休業中に屬するを以て、當校寄宿舍炊事場を焚出場に充て七日間焚出を行へり。當時本科生徒は金を醵して寄附せしが、翌年に至り本縣より賞状並に木杯を下賜せられたり。

埼玉縣師範學校本科生徒總代 渡邊利作

明治四十一年八月縣下非常水災ノ際罹災者救恤ノ爲メ金拾圓寄附候段奇特ニ付爲其賞木杯壹個下賜候事

明治四十一年七月一日

埼玉縣知事正五位勳五等 島田剛太郎

木杯及賞狀は平素第一寄宿に保存す。
明治四十三年八月縣下近古未會有の大水害あり。職員は金を醵し、生徒は課業の餘の時間を節し、勞役を爲し（繩を綯ひ塵拂を作り繪端書を製し農事試驗場の耕耘を助け石盤拭を作る等）て金に換へ、救恤用品を作り、先に縣廳火災救援の慰勞として賜りたる金と併せて之を寄贈したり。後に賞狀木杯を知事より下賜せられたり。

埼玉縣師範學校職員總代 小島政吉

明治四十三年縣下水害ノ際罹災者救恤ノ爲金拾圓寄附候段奇特ニ付爲其賞木杯壹個下賜候事

明治四十四年九月一日

埼玉縣知事正五位勳四等 島田剛太郎

埼玉縣師範學校生徒總代

明治四十三年八月縣下水害ノ際罹災者救恤用品並金五拾參圓餘寄附候段奇特ニ付爲其賞木杯壹個下賜候事

明治四十四年九月一日

埼玉縣知事正五位勳四等 島田剛太郎

尙職員は各個人として夫れ夫れ義捐救恤し、又當校長は縣下他の縣立學校長と共に協力して縣内外に向て罹災小學校兒童救恤の金を募り金約千圓を得て之を寄贈したり。

一一〇 汽車内讓席の禮狀

明治四十三年六月十三日當校長に宛て、一封書來る其發信者は校長其他校員の知る所なき人なり。開封して見るに左の文あり。

拜啓未だ拜眉を得す候へども益々御多祥賀し奉候堵て早速ながら過日共進會觀覽の途次汽車中に於て見るに左の文あり。
圖らず貴校生徒諸君と同車仕候處乗客殊之外多數にて吾々老人着席の場所之れ無く困難候折柄貴校生徒諸君の推讓を蒙り長時間席を借り安樂に乗り通すことを得たるは全く貴校長御訓陶之宜しき結果一向感涙に咽びたる次第に御座候就ては早速御校生徒様へ御挨拶申度候處御姓名不案内（御姓名を承はらんとしたれども殊更御告なかりし故）に候間此儀可然御校生徒に御申傳被下度此段御願申上候勿々敬具

明治四十三年六月九日

山口縣佐波郡出雲村

學務委員 藤波基一

外 同行者 一同

師範學校長殿（文章字句原文の儘）

此事は當校第四學年生徒第二部生徒を京阪奈良伊勢地方へ修學旅行として、五月四日より同十四日まで遣したる際の事を見たり。當時引率職員も此事ありしを知らずして來翰によりて始めて知りしなり。書翰は校長室に保存す。

二二 農夫の彫像

彫像は明治四十一年六月二十六日第一高等學校教授新渡戸稻造博士の寄贈に係る。農夫が田間積藁の傍に踞し、笠と鎌とを持てる状をアンチモニーを以て鑄造したもの、高一寸横二寸許の小像なり。この像は、もと水戸齊昭卿が農民の粒々辛苦、國本を造成するを恩とし、子女教養の資に供せんとて造り、毎食先づ飯を此像に捧げ、敬意を表して後、自ら箸を下さしめたるものなるを、新渡戸博士が模造して同好の士に頬たれたるなり。時は我が校共政會談話會に際し、博士を招聘せしに、博士は此像を携へ來りて贈られたり。平素校長室に藏す。

二二 森文部大臣の肖像

森文部大臣の當校に對する關係は前章に叙したるが如くなるが、時恰も明治四十二年十月開校三十年記念祝典を舉ぐるに際し、其の寫真を摸して油繪の像を造り、縦二尺四寸横二尺の額面として、講堂に掲ぐ。

二三 歴代校長の肖像

創立以來の卒業生一同の醵金して製作寄贈したる油繪なり。時は明治四十二年十月十八日開校三十年記念祝典に際し、祝意を表し併せて記念として永く傳へんとの意に成りしものにて、當日之を式場に掲げ、爾來水く講堂に掲ぐるものなり。鵜澤巳十、木原元禮、柳引泰、町田則文、久保田貞則、正木直太郎、伊藤・徳定諸氏の像なり。其後火災によりて破損したるを修補し更に中村鼎五、桐野弘、笹田默介、矢部善藏四氏の肖像を作りて之を掲ぐ。

二四 十年勤績職員の写眞

明治四十四年十月十八日開校記念日の祝典を舉ぐるに際し、職員生徒及同窓會員等相圖り十年以上勤績せる教諭福原馬三郎、鈴木定野澤甚治、訓導丸山近美兒、玉萬壽、宮田伊佐吉及前教諭志村伴次郎、岩田福松の八名に對し之を表彰し、記念品を贈呈し其の写眞を額に製して講堂に掲げたり。

二五 卒業生の写眞

明治二十一年以後毎年の卒業生は寫眞一葉を學校に寄贈して記念とするを例とす。學校は之を額面に挿みて應接室に掲ぐ。亦懷古の好資料たり。

二六 選奨卒業生の肖像

明治四十二年十月十八日三十年記念式に際し、當校卒業生中教育上優良なる成績を擧げて、文部省より選奨を得たる増田玄次郎、菅野政五郎、三氏に明治四十四年十月十八日開校記念日の祝典を舉ぐるに際し同上桑田源次、島田正二氏に對し、學校は特に之を表彰して其の名譽を高め、後進欽仰の資に供し、及び其の写眞一面の額に收め之を掲ぐること、せり。

二七 教育品展覽會賞狀

明治四十一一年十月埼玉縣教育會は縣下教育品展覽會を開く。出品點數計約五千點、審査の結果第一等賞十

三點、第二等賞七十八點、第三等賞四百二十八點の賞状を與ふ。其中左の賞は我が校の所得なりき。

第一等

數

小學校各科教授細目

本縣產鐵物岩石標本

簡易物理化學器械

第一

四

數

昆蟲標本

縣下水產動物標本

教育科教授用掛圖

火山說明用岩石標本

教授用日本歷史地圖

教授用日本歷史系圖

教授用支那歷代沿革圖

教授用西洋歷史系圖

教授用列國對照沿革表

圖畫科寫生用臺

紙製小黑板

手工科細目日準據シタル標本

學校事業及成績概覽

英語發音掛圖

博物教授用掛圖

縣下重要織物標本附染絲標本

唱歌科教授用黑板

中等學校ニ於ケル習字科教授要項

師範學校歷史教授ニ關スル調査書

學常科

第一學年國語科綴語及繪畫字典

教辨一覽表

高等科女子ヲ中心トシタル算術教授資料並教科書取扱上ノ注意

農業教授用簡易器械

農業教授用掛圖

算術科教授用具二式

唱歌科教授用黑板

中等學校ニ於ケル習字科教授要項

師範學校歷史教授ニ關スル調査書

學常科

第一學年國語科綴語及繪畫字典

教辨一覽表

高等科女子ヲ中心トシタル算術教授資料並教科書取扱上ノ注意

二一八 農業科生産物賞狀

明治四十年十月豚（ヨークシャイア種）牝牡二頭を埼玉縣豚家畜品評會に出品し、牝四等賞牡五等賞を得たり。

同年十一月甘藷（青蔓）を大日本農會第三十六回農產品評會に出品し、五等賞を得たり。

同四十二年十月蘿（春蠶又昔）を大日本蠶絲會埼玉支部第二回品評會に出品し、四等賞を得たり。

同四十三年十二月甘藍を埼玉縣農產物高等品評會に出品し、五等賞を得たり。

同四十四年十二月蘿（春蠶又昔）を馬宮農產物品評會に出品し三等賞を得たり。

二一九 卒業製作圖畫

年々の卒業生は其卒業の間際に於て大作の圖畫を製して學校に遺すを例とす。畫は數人の合作に成り、費

用は其卒業生全體にて負擔す。左に各年度の卒業製作を掲ぐ。

明治三十七年三月

卒業生婦人

(筆)

同 同

十月

軍隊旗手

(筆)

同 同

三十八年三月

郊外

(筆)

同 同

三十九年三月

赤十字支部裏土手

(筆)

同 同

四十一年三月

木村

(筆)

同 同

四十二年三月第一部生

別所

(筆)

同 同

四十三年三月第一部生

第二部生

(筆)

同 同

四十四年三月第一部生

第二部生

(筆)

同 同

四十五年三月第一部生

第一部生

(筆)

同 同

大正二年三月第一部生

第一部生

(筆)

二一 講話會記録並圖畫

明治四十年以後毎年之製作。會議室に藏す。

二〇 卒業生書畫帖

前章なる卒業製作の圖書は數人の合作に成れるものなれども、この書畫帖は卒業者全級の成績を集め、且平素教授の成績物なるを以て、亦自ら別種の記念物とするに足れり。

當校は訓練の一方便として模範すべき人物を題目として時々講話會を開く。教員生徒一同講堂に會して、生徒職員數名壇上に起ちて、題目とせる人物の傳記逸事學說事業人格等を講説す。堂には其の人の肖像、遺物、遺著等を陳列し、其の嘉言善行等を掲示し、以て感奮欽仰を助くる料に供す。かくて講じ來り、講じ去りて髪髪其の風車を見、其の聲言を聞くが如く、満場をして陶然其の人に渾化せしむるを期す。

ペスタロツチ會記錄

スタンツ學校狀況圖(額)

(明治四十年二月十七日)

二宮會記錄

二宮尊徳翁肖像(幅二)

(同十一年)

孔子會記錄

文宣王の墓(額圖)

(同四十三年二月十九日)

塙檢校會記錄

塙檢校生家及墓碑(額二)

(同四十五年三月二日)

寄宿舍圖畫室應接室等に掲ぐ。

二二 我の校の現在

(大正三年度)

一、編制

本校に本科及豫備科を置き、本科に第一部及第二部を置き又別に小學校教員講習科を置く。

本科第一部を毎學年二箇學級、第二部を一箇學級、豫備科を二箇學級、小學校教員講習科を二箇學級とし、學級數計十三、其餘學級以外に臨時講習科の設あり。

二、職員及生徒

職員は學校長一名、教員二十四名、訓導十七名、書記四名、校醫一名、武術教師三名等なり。生徒は本科第一部第二部計三百四十七名、豫備科四十名、甲種講習科七十名あり。

三、設備

土地は本校敷地一萬坪價格五千圓、第二寄宿舍敷地一千四十六坪價格一千四拾六圓、農業實習地(借地)一千六百五十八坪、體操場(借地)四千五百七十八坪、第二寄宿舍體操場(借地)九百八十二坪なり。建物は本校建坪八百七十一坪餘價格六萬四千五百四拾餘圓、寄宿舍建坪九百八十四坪餘價格六萬六千八百四拾餘圓、附屬小學校建坪一千四百七十五坪價格貳萬參千九百拾九圓餘、第二寄宿舍二百六十八坪餘價格八百四拾圓、合計建坪三千五百九十八坪餘價格拾五萬六千百參拾九圓餘なり。

備品は圖書八千五點、器械器具標本四萬六千二百六十五點なり。

(大正三年九月一日調)

四、經費

明治四十五年度歲入豫算千八拾參圓、歲出五萬六千五百八拾七圓なり。

五、動植物

小島校長は就任の秋、紅白花の藤樹二株を寄贈し、尋いで作法教室の成るや、其前庭に植ゑ、永く記念とす。

年々の卒業生一同は記念の爲樹木花卉若干を栽ゑ、櫻梅海棠等校庭各處に風致を添ふ。

標本用として植物園に、風致樹として本校構内及び第二寄宿舍庭内に、觀賞の爲に花壇に樹木花卉を栽ゑ、溫室には暖地產の植物あり。

農業實習地は田七畝畑五反二畝あり。中に桑園、果樹園、試作地等を別つ、別に軟化室、溫床、肥料小屋の設あり。第二寄宿舍構内にも蔬菜園七畝步あり。

動物には、豚(ヨークヤイア種)あり、鶏あり、蜂群あり。夏期には蠶あり。皆以て實習の用に供す。

教訓我か終

書庫
館內用

書庫
館內用

500

大浦和町立図書館

埼玉県立図書館

177
サ



31046306